連合東京

政策・制度要求と提言

ダイジェスト 2017 2018



1.はじめに2	6.環境・エネルコ
2.雇用•労働政策3	7.消費生活政策
3.ものづくり・中小企業政策8	8.行財政政策…
4.男女平等政策10	9.福祉•社会保障
5.まちづくり政策12	10.教育政策

6.環境・エネルギー政策14
7.消費生活政策16
8.行財政政策18
9.福祉•社会保障政策19
○ 教育政策

11.オリンピック	7•	
パラリンピ	ック政策	23
12.政策•制度	要請行動	25



はじめに

「2017~2018年度 政策・制度 要求と提言」は、2017年6月から向こう2年間に連合東京として取り組むべき 政策を中心にまとめたものです。

今回の「要求と提言」は、2017年2月に第1回政策委員会を開催し作成を進めました。

連合(政策・制度 要求と提言方針)、東京都(2020年に向けた実行プラン)、産別の政策、地域の政策を基に、 政策委員(構成組織・ブロック地協・女性委員会・青年委員会)を中心に4か月にわたり討議と意見交換を重ねました。討議と意見交換の過程では、政策分野ごとに小委員会を設置し丁寧な議論と「学びと成長」を意識しながら進めました。その後、6月1日開催の第3回政策委員会にて原案を確認し、6月14日開催の執行委員会において最終決定しました。

連合は、経済を持続的に発展させ、包摂的な社会を構築していくためには、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセント・ワークの確立、分厚い中間層の復活に向けた適正な分配の実現、全世代支援型の社会保障制度の再構築、全ての子どもの教育機会の保障をはじめ、全ての働く者・生活者の暮らしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が不可欠であると考えています。そして、足もとの政治状況を踏まえると、その政策実現に向けては、内外における政策発信力を一層強化していく必要があります。

連合東京は、10の分野をもとに要求項目を組み立て「2017~2018年度 政策・制度 要求と提言」としてまとめました。総合的な雇用・労働政策の確立や公労使協議体制の確立、働き方改革、高齢者の雇用安定、非正規労働者対策、労働条件や労働基準の徹底をはかる雇用・労働政策から、ものづくりの視点を重視した中小企業の育成と支援、真の男女平等社会の実現、安心できる住宅整備の推進や安全で暮らしやすくするためのまちづくり、新エネルギー導入や地球温暖化防止の対策、食の安全と消費者が保護される消費生活、都民参加の開かれた行政改革、良質の医療サービスや子育て支援、格差の無い教育と学びの機会均等をめざした教育政策、そして、今年度より新たにオリンピック・パラリンピック政策を加えました。

この「要求と提言」は、構成組織・ブロック地協・女性委員会・青年委員会・中小労働条件委員会・男女平等参画推 進委員会における討議の積み重ねにより、働く者・生活者が真に求める声を結集したものです。

連合東京は、この内容を「2017~2018年度 政策・制度 要求と提言」として、東京都へ要請をします。また、雇用・労働政策は、関係する要求項目について東京労働局へ要請します。加えて、広く理解浸透に努めるため、学習会の開催、政党・経営者団体への要請を行い、その実現と前進をはかります。

2017~2018年度 「連合東京」政策・制度要求ダイジェスト



雇用·労働政策

世界をリードする雇用都市にふさわしい 労働環境づくりの重点施策2020年を 超えて成長の持続可能なTOKYOを支 える良質な雇用の創造

(東京都への要請)

- (1)グローバル経済が進展する中、東アジアと日本経済の中 心都市として成長する東京を支える労働環境をより良質 なものとするため、2020年を超えた中期的めざすべき 働き方・雇用労働目標をビジョン化すること。
- (2)上記ビジョンには、「新しい東京」で示した目標値の他、政府の「働き方改革実行計画」労働関係目標値、また、国連決議SDGsの暮らし・雇用・労働・平等などに関わる目標をもターゲットとした東京都版のビジョン目標値を示して取り組むこと。また、そのため労使団体・有識者などの意見を聞くこれまでの雇用就業審議会、あるいは会議の設置を行うこと。
- (3)東京都最低賃金を東京オリンピック・パラリンピックを迎える2020年には、1,000円以上とするよう国に強く要望すること。

(東京都への要請、東京労働局の連携要請)

(1)日本経済をけん引する東京の労働の質を向上、生産性を高めるため、働き易い労働環境づくりに東京都、東京労働局、都内経済団体、労働組合が連携し、ブラック企業・ブラックバイト対策、過重労働対策、コンプライアンス重視、健康経営を助言・指導、監督体制づくりを一層強化して対応すること。

そのため、都と労働局は、都内での労働基準確保、過労死、 ブラック企業問題に適切に対処するための労働基準監督 官の増員を国に強く要望すること。

(2)今日的課題である「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上に「だれもが安心して活き活きと働ける」ことを趣旨として、東京都、東京労働局、都内自治体が地域に密接した行政を展開すること。

2 「働き方改革」を進めること

(東京都と東京労働局への要請)

- (1)東京都と東京労働局は、「雇用対策協定」と同じく、働き 方改革に資する両者の事業展開をより連携して効率よい 運用をはかるために、連携の検証から「働き方改革対策 協定」を検討すること。
- (2) 「働き方改革」を東京都と東京労働局が連携して大きく推進するため、東京都・東京労働局・労使団体・有識者の構成による「働き方改革・TOKYO会議(仮称)」を設置し、定期協議を通じた連携した取り組みを行うこと。
- (3)長時間労働解消に向けて各経済団体、東京都、連合と東京労働局の公労使プロジェクトを設置し、働き方改革・生産性向上に関する啓発の協同事業、具体的対策の検討を行うこと。
- (4) 「働き方改革実行計画」から労働基準法、労働契約法、労働者派遣法の一括改正が進むこととなる中、法の施行前からの準備などについて各企業経営にとっても重要な経営施策として位置付け準備することが必要で、都と労働局がそれぞれの事業として啓発セミナーの連続した開催を行うこと。
- (5)働き方改革における「副業」、「兼業」については、今から 安易な推進とならないよう、今後の労働者保護の指針な どを待って対応することを指導すること。

3 長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスを推進すること

(東京都と東京労働局への要請)

- (1) 道路貨物運送業、建設業、金融・保険業、情報通信業、医療関係においては、長時間労働是正に向けて、業界団体とともに重点的な対策を講じることが必要である。産業の健全な育成の立場や労働政策と産業政策、中小企業対策まで包含する中で、各分野における総合的な取り組みを行うこと。関連業界団体、関連労組で構成する長時間労働是正をめざす東京都・東京労働局主催での懇談会開催の検討を行うこと。
- (2)労働時間上限規制が国民的課題となる中、36協定締結の一方協定者である「従業員代表者」の選出の労基法の定め

通りに適正化するための監督、指導強化を行うこと。職場での従業員代表の位置づけを強化するために「従業員代表者」向けセミナーなどを意識して設定、企業指導を通じて参加を誘導するなどを実行すること。

- (3)東京都が進める「テレワーク(在宅勤務)」では職場意識改善、働き方改革推進、女性の活躍推進等職場環境整備など助成金支出がなされ、テレワーク導入コンサルも可能なものとなっているが、機器導入やソフト作成指導とともに勤務管理、労働時間適正管理、業務指示・報告の在り方など労務管理における指導にも力をいれること。(育児・介護などで仕事を中抜けする場合の労働時間の扱いや半日の在宅勤務、テレワークの移動時間の取り扱いなど)
- (4)H30年度においては、テレワーク(在宅勤務)の都内事業 所実態調査を行い、また、ヒアリング時における好事例を 広報すること。

(東京都への要請)

- (1)長時間労働の是正対策が重要な経営課題となりつつある中、中小企業でもコンプライアンスを遵守、若者などが魅力を感じて働き生産性向上を行う企業戦略としての長時間労働対策を助言すること。労働環境改善とともに各事業で企業対策を行う、商工部・観光部・農林部を含む産業労働局全体部署での共通課題としての取り組みを強化すること。
- (2)2017年度は目標数を達成した「働き方改革宣言企業」では5年間で5千社登録の目標クリアのために宣言認証企業マークづくりや専用キャラクター作成など印象度を高める工夫を行うこと。また、その企業紹介を強化、改善助成金に加えてインセンティブについて企業ニーズを聴き、工夫すること。また、一定の基準づくりで労働基準関係法令違反時の宣言取り消しを行えるようにすること。 奨励金については労使団体の意見を参考に内容見直しで更にその効果を発揮すること。
- (3)都は、「長時間労働の背景として、親会社の下請け代金 法・独占禁止法が疑われる場合に、中小企業庁や公正取 引委員会に通報する制度を構築し、下請けなどの取引条 件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築す る。」(H.28.6.2一億総活躍プラン:閣議決定)としている が、東京都としてもサプライチェーン、産業全体として取 り組む課題(産業政策)としても位置付け、対応すること。

(4)教職員の労働時間についての事項(教育委員会)

①多大な所定外労働時間が存在する「教職員」の労働時間を把握すること。その上で部活動や授業準備、様々な校務分掌業務、過剰な事務作業など、業務見直しが必要な状況を把握し、教職員が健康で働くことができ

る職場環境実現のため実効ある超過勤務縮減を講じること。

(5)ワーク・ライフ・バランスにむけた取り組み

本年募集企業を300社に枠の拡大を行った「中小企業雇用環境整備推進奨励金」の7コース(今年度3コース追加)の内容(一般事業主行動計画策定、仕事と育児の両立制度整備、男性の育児参加推進、育児のための多様な選択肢整備、仕事と介護の両立支援推進2コース、非正規労働者処遇改善推進の各事業)の普及をはかり、次年度は更にその応募枠を拡大すること。

(東京労働局への要請)

- (1)平成29年1月20日通達の「労働時間の適正な把握のために講ずべき措置に関するガイドライン」を各事業場で活かすよう学習会などを開催するなど周知啓発を積極的に行うこと。
- (2)長時間労働対策で有効な「勤務間インターバル規制」を様々な機会に紹介し、その有効性をアピールすること。
- (3)36協定締結における従業員代表者の選出について適格 選出が疑われる事例については、一層内容把握を行う 中、指導強化をはかること。
- (4)各事業場における安全衛生委員会あるいは衛生委員会 の活動の不開催や開催形骸化の点を強化するとともに、 企業にその重要性をより一層、認識させること。

4 非正規労働者対策、労働条件改善施策 の強力な推進をはかること

(東京都と東京労働局への要請)

- (1) 「同一労働同一賃金ガイドライン案」の指針内容への理解 を進めるため積極的に取り組むこと。待遇に違いがある 労働条件については、その業務内容や人事運用上で合理 的理由があることが前提であり、その合理的説明が求め られることになる。これを充分に使用者に啓発すること。
- (2)2018年4月で有期雇用労働者の継続雇用期間5年超の 者の希望者無期転換を周知、希望手続きなどスムーズな 対応が可能とするための取り組みを周知すること。また、 4月を前にした雇止めの行為を行わせない強い指導・助言 をあらゆる企業に向け取り組みを実施すること。

(東京都への要請)

- (1)公務非常勤・臨時職員の処遇改善に関わる要請(国へ要請すること含む)
 - ① [会計年度任用職員]制度については、法の趣旨にそって任用の位置づけや賃金を改善するよう国に提言すること。また、賃金制度の確実な整備や手当の支給に対応するため、必要な財源を確保すること。

②新たに整備される一般職非常勤職員への移行にあたって、現在雇用されている職員が、解雇・雇止め、あるいは賃金をはじめとする労働条件の切り下げにつながらないよう対応する。

【パートタイム労働対策】

- (1)東京都と東京労働局への要請
 - ①改正パートタイム労働法で示された、通常労働者への転換制度の有無及び転換者の実態、均等待遇原則実施、 事業場内の苦情処理制度の導入について把握する。
 - ②労働契約法における均等待遇原則(20条)や判例などを 啓発し、積極的な周知のためのセミナーなどを開催する。

【派遣労働者の権利保護の推進について】

- (1)東京都と東京労働局への要請
 - ①国と東京都は改正労働者派遣法における派遣労働者 の実態を適切に把握・検証し、実態を踏まえ派遣労働 者の雇用安定と処遇改善に資する施策を講じること。
 - ア)同一箇所、派遣期間3年を超えての派遣業務継続の場合の労働組合または、過半数労働者代表者の意見聴取義務・運営綱領の対応方法について様々な場面での指導・助言を徹底する。
 - イ)派遣元企業の派遣労働者のキャリア育成と派遣元、派遣先における職業訓練の具体的な実施状況(派遣元、派遣先別研修・日時、時間数)、キャリアコンサル 実績を定期的に調査する。
 - ウ)派遣料金(賃金)決定にあたって、派遣先企業として 派遣と同種の業務を行う従業員の賃金水準を派遣 元に情報提供することについて、趣旨にあった運用 を強く指導する。
- (2)東京労働局として、以下について取り組むこと。
 - ①業務委託が進むにつれ、実際の仕事をした労働時間で 支払い額を決める報酬など、労基法上の労働者として 扱われるべき労働者が増加しており、適正化の指導を 進める。個人請負、委託労働者でも就労実態を踏まえ て労基法上の労働者性が判断されるなど行政解釈を 含めて内容を周知する。

5 女性の就労支援を強化すること

- (1)東京都、東京労働局は、以下の点に取り組むこと。
 - ①「女性の活躍促進法」における事業主計画の対象企業 届け出を完全履行させること。計画は、社会に周知し、 企業トップがその目標達成に向けた努力を行うよう助 言、指導を行う。
 - ②セクハラ、マタハラ防止を進める上で妊娠・出産・育児 休業取得を理由とする不利益扱いの行政解釈達につ

- いて、最高裁判決趣旨を踏まえ広く事業者、労働者にその実効性確保を進める。
- ③改正育児・介護休業法改正(2017.1)におけるマタハラ・セクハラ禁止には広く職場の従業員の行為も処罰対象となる中、従業員への注意喚起、一層の環境整備や就業規則改定により内容周知をはかる。
- ④女性の参加促進を進めるにあたり、建設業、運輸業などでは職場環境の整備をはじめ、賃金、労働時間(長時間労働)など労働条件改善が必要でありそのための支援策を講じる。

を 雇用安定、セーフティネットの充実に取り組むこと

- (1)国と東京都は、「雇用対策協定」に基づき、更に都内自治体が雇用安定に連携を強化して取り組むこと。
 - ① 「病気の治療と仕事の両立」に向けて、経営トップと社会の意識改革と受入れ体制の整備を急ぐこと。また、社内制度の整備を促し、会社向け疾患別サポートマニュアルなどを作成する。さらに、医療や心理学、労働法令に関する知識を主治医、会社間でコーディネートできる人材(コーディネーター)づくりを行う。
- (2)東京労働局の職業安定諸事業の強化を行うこと。
 - ①企業の募集・採用に際しては、その労働条件にコンプライアンス違反のないよう指導する。中でも男女雇用機会均等法の理念を無視した採用差別を行わないよう指導する。求人票における「みなし残業代」表示の的確化を求め、みなし時間数、みなし手当額の明示、また、みなし時間以上の労働には別途時間外労働手当の支給が必要なことを従業員に明示を指導し、違法な残業代不払いがないよう徹底する。
 - ②労働関係法令違反があった事業所では、新卒者の求人 を不受理とすることについて、事業者に徹底し、是正勧 告とともに手続きに則り実施すること。
- 7 高年齢者の雇用安定に向けて取り組み を強化すること
- **署 若年者の雇用対策を強化すること**
- 9 障がい者の就労支援を充実・強化すること
- (1)東京都と東京労働局への要請
 - ①障がいに応じて一貫した就学・就労支援が行われるよう、教育委員会、大学、福祉・医療、労働関係行政機関 と企業が連携する体制を構築する。

10 労働条件の底上げ、労働基準を徹底すること

【労働基準法はじめ労働関係法規遵守の徹底と企業への助言、指導・監督強化などについて】

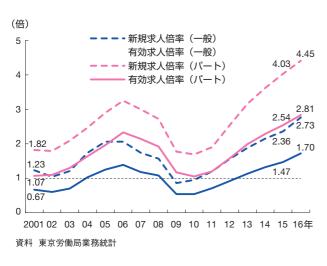
- (1)東京都と東京労働局への要請(課題ある業界における労働条件を改善する対応、その他)
 - ①道路運送業、道路旅客業の労働条件を改善する。
 - ア)長時間労働が問題視されている中で、配宅事業者の 人材不足が深刻化している。労働環境改善に向けた 対策に料金改定、メールボックス配置などが行われ ているが、消費活動と合わせたライフスタイル転換 などの意義を多面的に啓発すること。

11 外国人労働対策について

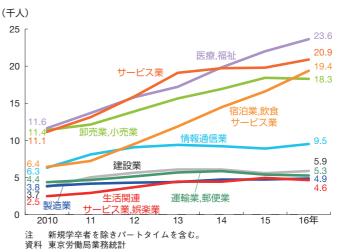
- (1)東京労働局への要請
 - ①本年11月1日施行となる技能実習適正化法を受けて、東京での外国人技能実習機構の設立で、全監理団体を年1回巡回監督、実習先を3年に1回の監督を完全実施する。人権侵害行為の実習生申告を受けとめ、また、相談・情報提供体制も強化する。関係行政機関との連携を充分にはかる。
- 12 労働安全衛生対策の重点的強化
- 13 労働紛争の解決の迅速、的確化に向けて

[雇用·労働政策]

求人倍率は近年上昇 雇用形態別新規・有効求人倍率の推移(東京)



新規求人数は医療、福祉分野や宿泊業、飲食サービス業で大きく増加 産業別新規求人数の推移(東京)



完全失業率は6年連続で改善 完全失業者数・完全失業率の推移



注 年平均値。2011年の全国の完全失業率は、補完推計値。 資料 総務省、東京都「労働力調査」

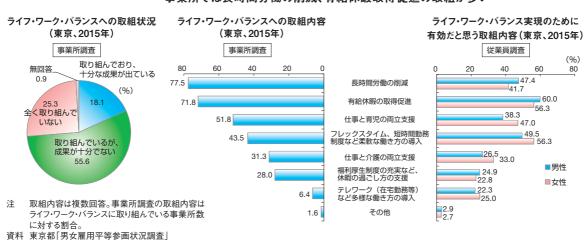
現金給与総額は金融業、保険業で高い 1人平均月間現金給与総額(東京、2015年)



労働時間は建設業、運輸業、郵便業で長い 月間総実労働時間(東京、2015年)



事業所では長時間労働の削減、有給休暇取得促進の取組が多い



労働争議発生件数は長期的に減少傾向 企業規模別労働争議発生件数、参加人数の推移 (東京)



注 「その他」は企業規模不明、合同労組等。 資料 東京都「東京レイバーリポート」

労働相談内容は退職、職場の嫌がらせの割合が上昇 労働相談項目別構成比の推移(東京)



- 注 東京都労働相談センターにおける相談。1件の相談で複数項目にわたる場合は複数計上。
- 「職場の嫌がらせ」は2008年度から掲載。2015年度の上位5項目を掲載。
- 資料 東京都「労働相談及びあっせんの概要」



ものづくり。中小企業政策



1 ものづくりの視点を重視した総合的な施 策を推進すること

- (1)東京における「ものづくり」を戦略的に継承し、都内での 「今日的」な、ものづくり産業育成を一層進めることを重 点的目標として位置づけること。
 - ① [スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール]事業を活用し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する。
- (2)東京都における持続可能な経済発展に向けた最重要施 策の一つとして「人材育成」を掲げ、ものづくりにおける 高い技術と人材の確保の観点から重点対策分野として 位置づけること。
 - ①様々なものづくりの現場において改善指導ができる人材 「カイゼン・インストラクター」を養成し、利用促進する。養 成にあたっては、経営者団体、大学、労働組合などと連携 し、「カイゼン・インストラクター養成スクール」を開設する。
- (3)ものづくりの重要性を認識・実感できる初等・中等・高等 教育を実施し、更には、生涯にわたる技術・技能の修得、 継承の促進・支援を通じて、勤労観の確立を目指した人 材の育成をはかること。
- (4)女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信等について支援策を講ずること。
- (5)中小企業のものづくり革新を促進するため、新製品・新技 術開発に関する助成事業を更に拡充すること。また、自社 技術の開発に対するアドバイスから販路開拓まで一貫し た支援を強化すること。
- (6)職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練、中小企業事業主や関係団体等による共同職業訓練事業や労働組合が行う技術・技能向上の取り組みに対する支援を充実・強化すること。
 - ①事業主団体、労働組合が行う技術・技能向上への訓練、 イベントなどについて、共同開催や後援を積極的に行う。

2 中小企業の基盤整備と生産性の向上を はかること

(1)全国の自治体、そして都内区内でも条例化実績のある「中小企業振興基本条例」を東京都としても検討し、都内中小企業にかかわる施策の基本となる事項を定め、中小企業振興を総合的に推進すること。また、閣議決定された「中小企業憲章」について、補強の上、国会決議を行い、更に中小企業振興の基本姿勢として確認することを国に提言すること。

- (2)公正取引に関して、周知啓発をはかること。
 - ①13年ぶりに改正された「下請法に関する運用基準」等、 下請け取引の適正化に向けたルールの周知徹底をは かるため、関係機関とも連携し、講習会や相談体制の 充実をはかる。
 - ②「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」 (ガイドライン)の周知には、様々な指導実例をあげる 中で実践的な講習を行う。知的財産についても優越的 な地位の濫用のないように指導する。
- (3)経営安定支援を強化すること。
 - ①人材不足を補完する中小企業ICT化推進(業務効率化に資する設備投資支援等)を行う。
 - ②中小企業団体や中小企業におけるサイバーセキュリティ対策など危機管理支援を進める。
 - ③中小企業の知的財産戦略に向けた専門人材の育成や 外国での特許侵害など、中小企業の知財戦略への助 成を充実する。また、「知財総合支援窓口」の機能を強 化し、周知を徹底する。
 - ④「事業継続計画(BCP)」を策定していない中小企業に対して、技術的支援を含む策定支援を行うとともに、企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブを導入する。

産業政策を充実し、中小企業の成長と人 材の育成を支援すること

- (1)中小企業の潜在能力を発揮させるため、生産・加工・流通 各段階での中小企業の製造技術と市場をマッチングさせ る、国内、国外を問わず市場ニーズを調査する体制を構 築すること。
- (2)中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促し支援すること。
 - ①新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ ノウハウ提供、人材獲得・育成支援、資金調達支援など も含めた総合的な支援体制の構築を、国、区市町村、 産業界と連携して進める。
 - ②海外で事業展開をはかる企業を支援する。
 - ア)カントリーリスクや現地規制、商慣行などの海外情報の発信を強化する。
 - イ)海外事業拠点における中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、 差別の排除)の遵守に関し、特に注意をするよう指導・助言する。

- ウ)外国人材のマッチングを支援する。
- (3)産業を発展させるための人材を育成すること。
 - ①急激な産業構造転換の時代、事業転換が必要な企業 に対する労働者の教育・訓練、研究開発投資などへの 支援、中小企業のサクセスロード情報発信、人材確保・ 育成総合支援で中小企業の魅力を強力に発信する。
- (4)地域商業の活性化、魅力ある商店街づくりと中小企業支援を行うこと。
- ①地域商店街活性化に向け、「新・元気を出せ!商店街事業」について、区市町村とも連携しながら、施策の充実をはかる。また、商店街の人材育成や後継者のための承継支援、空き店舗の活用支援に取り組む。
- ②東京オリンピック・パラリンピックを前に、訪日客に向けた東京特有の特産物ブランドづくりを促進し、製造業、小売業における需要増をはかる。そのPRに商店街マップなどを作成する。

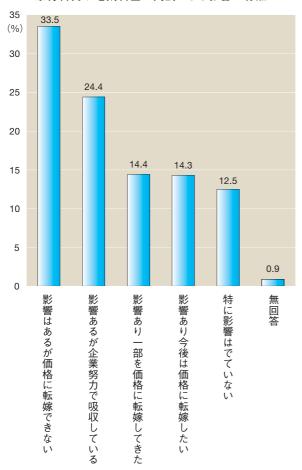
[ものづくり・中小企業政策]

ものづくり企業の自社の強み(全国、2014年)

(%) 40 20 338 高度な熟練技能を持っている 極めて短い納期に対応できる 24.1 優良企業の下請企業の主力となっている 他社の参入が難しい製品・サービスを提供している 21.8 狭い市場で高いシェアを誇っている 国際的な規格に沿った製品を生産している 近隣の複数の企業と緊密に連携している 高額な設備に投資を続けている 11.6 複数の技術・製品で特許を取得している 79 研究開発部門の技術力が極めて高い

注 複数回答。従業員数10人以上の製造業。上位10位まで。 資料 経済産業省・厚生労働省・文部科学省「ものづくり白書」 出所 東京都産業労働局「東京の産業と雇用就業2016」

原材料費や電気料金の高騰による影響の有無



出所 連合「中小企業における取引関係に関する調査」(2015年)

熟練技能の伝承に向けた取組の実施(全国、2014年)

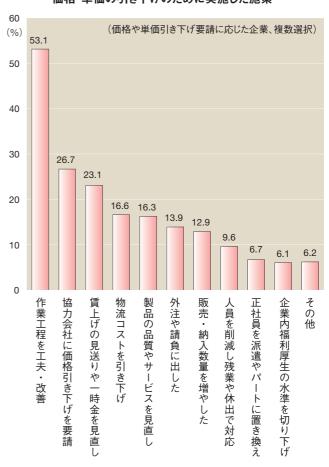


注 従業員数10人以上の製造業

資料 経済産業省・厚生労働省・文部科学省「ものづくり白書」

出所 東京都産業労働局「東京の産業と雇用就業2016」

価格・単価の引き下げのために実施した施策





男女平等政策



1 雇用における男女平等と、女性が働き続けられる環境整備をはかること

- (1) 「東京都男女平等参画推進総合計画」の周知に努め普及 啓発をはかること。また、計画の着実な推進をはかるた め、数値目標と進捗管理を実施することになっていること から、全庁あげて取り組むことはもとより、「審議会」等を 活用し、外部に公表するなど透明性と改善に努めること。
- (2)2017年1月1日から施行された「改正育児・介護休業法」 について法改正の内容について事業主への周知徹底をは かること。また、妊娠・出産・育児休業・介護休業に関する ハラスメントについても防止措置が事業主に義務づけら れたことから、必要な措置を講じるよう指導強化をはかる こと。とりわけ、相談窓口の設置については、あらゆるハラ スメントの相談を一元的に受け付ける体制を整備するな ど実質的な対応が可能となるよう、周知に努めること。 (東京労働局)
- (3)セクシュアル・ハラスメントやジェンダー・ハラスメントおよび性的指向・性自認に関するハラスメントなどあらゆるハラスメントの被害者が職場で働き続けられるよう、職場環境改善マニュアル等を作成し、事業主に対する正しい知識と理解を深めるよう努めること。
- (4)タクシー等をはじめ、交通・運輸関係にも女性が多く採用さ

れるようになったが、お客様によるセクハラや暴力行為、言動を含むハラスメントが後を絶たないことから、具体的な 改善が図られるよう、事業主に対し指導を強化すること。

2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行 の見直しを進めること

- (1)女性活躍を加速化するためには、女性が少ない理工系職種への参画が求められている。より多くの女性が理工系の大学、職業を目指せるよう以下の取り組みを行うこと。
 - ①理科教育が魅力あるものとするため、教員のスキルアップや 実験の際の人員確保、設備等の環境整備をはかること。
 - ②企業と東京都が連携し、小・中学生を対象とした、もの づくり体験教室フェアなどを実施し、女性の技術者を 派遣する。
 - ③進路選択の参考になる身近なロールモデルの紹介。

3 女性のからだと健康について

(1)都の「東京都特定不妊治療費助成制度」については評価できるものの所得制限など対象要件が厳しいのが現状である。まずは、制度についての理解をはかるため、情報提供を行うこと。

また、特定不妊治療以外の不妊治療に対しても、助成制度を設けるよう検討すること。

[男女平等政策]

管理職に占める女性の割合

	女性割合
役員	8.0 %
部長相当職	4.5 %
課長相当職	9.3 %
係長相当職	23.6 %
管理職 計	141%

女性管理職を有する事業所の割合

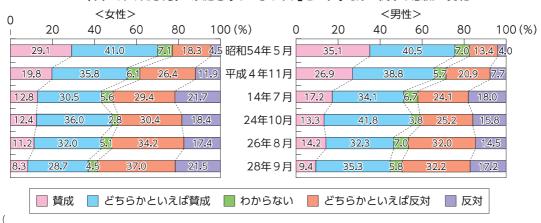


課長以上に占める女性の割合の推移

課長以上に占め	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	17年度	20年度	23年度	26年度	27年度	28年度
る女性の割合	3.4 %	5.1 %	6.6 %	6.4 %	7.3 %	7.9 %

|____| ※26年度以前は3年ごとに集計

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化



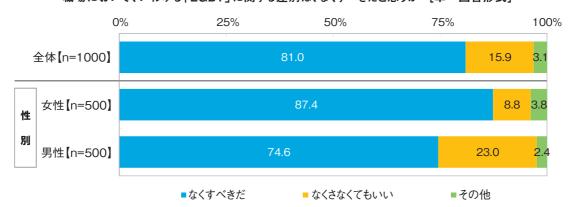
- 備考)1. 内閣府「婦人に関する世論調査」(昭和54年),「男女平等に関する世論調査」(平成4年),「男女共同参画社会に 関する世論調査」(平成14年, 24年, 28年) 及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年) より作成。
 - 2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。28年の調査は、18歳以上の者が対象。

従業員から相談の多いテーマ(上位2項目)(複数回答)

過去3年間のパワーハラスメントの経験



職場において、いわゆる「LGBT」に関する差別は、なくすべきだと思うか [単一回答形式]





まちづくり政策



1 広い視野での都市計画とまちづくりを 推進すること

(1)既存社会資本の長寿命化・老朽化対策にあたっては、人口減少や少子化・高齢化などの実態を踏まえ、利便性や必要性の観点から優先順位をつけて効率的に実施すること。

2 安心して暮らせる住宅整備を推進すること

- (1) 倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう、先進的な事例をもとに計画を策定し対策を行うこと。なお、倒壊のおそれのない空き家については、住宅弱者に向けた空き家データベースの構築や改修費の補助などを通じて有効活用をはかること。(金沢空き家活用バンクなど。)
- (2)防災対策も含めた住宅リフォーム助成金制度を創設し、区市町村の支援ができるよう検討すること

3 都市交通問題解決に向けて対策を強化 すること

- (1)自動車による旅客運送において、安全・安心の確保が最重要であるにも関わらず「ライドシェア」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態で旅客運送を有償で行うものであり、安全の確保や利用者保護等に大きな問題があるため、東京都においては、導入に反対すること。
- (2) 「交通政策基本計画」を着実に実行し、直面する経済・社会の変化に的確に対応するとともに、持続可能で強い交通・運輸体系を構築すること。交通・運輸を担う人材の計画的な確保に向けて、資格・免許などの技術・技能の習得などの人材育成や同産業への就業を支援すること。
- (3)2018年度以降の「総合物流施策大綱」の策定にあたって、自動車・鉄軌道・航空・海運などの各物流機関を最適に組み合わせ、安全かつ確実で、環境負荷の小さい物流体系の整備を推進すること。

4 ひと・環境にやさしいまちづくりを推進すること

(1)豊洲移転問題について、原因の究明と環境安全性・設備機能性等を検証した中で、対策を講じた上で、移転等について検討すること。

- (2)公共の場において、歩きスマホやタバコ等についてモラル向上のための教育・啓発活動を区市町村あげて、取り組むよう東京都が助言・指導を行うこと。
- (3)公立学校や公的施設等のトイレの近代化改修を行い、災害時にも利用できる施設に改善すること。

安全で快適に住み続けられる防災・防犯 都市づくりを推進すること

- (1)木造住宅密集地で、消防車などが入れない狭隘な箇所は、消火栓の増設・消火栓にホースを直結して消火できる設備の増強を図るとともに、町会等を含めた消火・避難訓練の充実を図ること。
- (2) 防犯対策の強化として、町内会が要望する防犯カメラに ついて、設置費の支援や維持管理費について、区市町村 が補助するよう働きかけを行うこと。

春らしやすいICT (情報通信技術) 社会 を実現すること

7 観光政策、観光基盤や港湾・空港の整備 と充実を図ること

- (1)鉄道各駅や観光施設などのバリアフリー化を一層推進すること。2020東京オリンピック・パラリンピック開催も見据え、統一ルールやガイドラインを策定するなど、鉄道や商業施設の事業者とも連携して、障がい者に優しく、暮らしやすいまちづくりを推進すること。
- (2) 観光地における危機管理をさらに強化すること。大地震やテロなど不測の事態に備え、特に人が集まる場所においては、マニュアル策定、訓練、研修などを強化すること。 また、海外からの観光客に対するハザードマップや避難場所等の多言語化を行うこと。

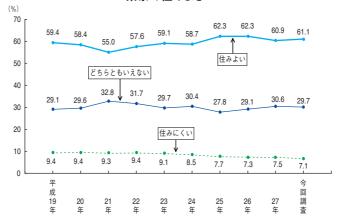
大震災に強い都市づくりを推進すること

9 島嶼部の安全と安心が確保され観光を 含めた活性化について推進すること

(1)島嶼部が、スポーツ等を通じ島民交流が図れるよう施策 を講じ、その支援を行うこと。(渋谷区が島嶼部交流の親 善サッカーを支援している。)

[まちづくり政策]

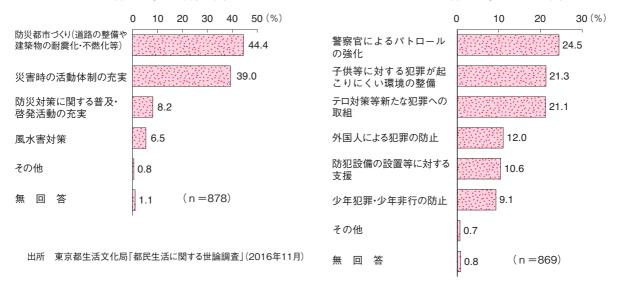
東京の住みよさ



出所 東京都生活文化局「都民生活に関する世論調査」(2016年11月)

都民が求める防災対策

都民が求める治安対策



旅客施設におけるバリアフリー化の推移



5

環境・エネルギー政策



1 自然環境の活用と環境に優しい都市づくりの推進

- (1)年々加熱するヒートアイランドへの対策について、公共施設の緑化の推進はもとより、現在実施している民間施設への補助金の継続と、最新技術による対策についても実施する。
- (2)小笠原諸島に戻ってきたアホウドリが安心して家族を増 やせる環境づくりを行うと共に、都民がみんなで見守り、 育てる(新潟のトキのイメージ)広報を強化する。
- (3) PM2.5対策として、健康被害が想定される一定基準を超えた場合は、外出を控える発信をするなどの対策を講じる。特に、子供に与える影響に考慮し、学校への空気清浄機を配備する。

2 再生可能エネルギーの促進と省エネ意 識の向上

- (1) 地震等の災害時に地域防災拠点となる公共建築物や病院等の医療機関において、災害時においてもその役割・機能を維持するためには、電力の調達手段の分散化が必要である。系統電力・備蓄燃料(油・LPG)・蓄電池設備に加え、①地震災害時にも供給を継続することができる中圧ガス供給、②地震発生時にも電力を供給可能とする常用防災兼用コージェネレーションシステム、自立運転が可能なコージェネレーションシステムの導入に向けた取り組みを推進すること。
- (2) 「家庭の省エネアドバイザー制度」と同様に、各企業やビル単位で一定の規模の事業所に「省エネアドバイザー」の設置を義務づけるなどの対策を講じる。

(3)分散型エネルギーや再生可能エネルギー、未利用エネルギー(地下トンネル水等)といった多様な熱と電気の発生源を、供給側・需要側双方がICT(情報通信技術)を用いて最適に組み合わせ・制御しながら、地域で面的に利用する「スマートエネルギーネットワーク」は、省エネ・省CO2のみならず、地域の防災・減災性向上等にも資するものであることから、「スマートエネルギー都市の創造」に向けた政策展開に則り、その導入・構築に向けた支援や各種規制緩和を推進すること。

3 未来ある水資源・山林環境の確保に向けて

- (1)東京の水源地(小河内貯水池)における、水源涵養機能や 土砂流出防止機能の回復及び水質浄化機能を強化して いくために、山林保全の広域的かつ総合的な管理が必要 であり、その取り組みを強化すること。
- (2)東京都の水源を他県の水源に依存することは、震災と自然災害・気候変動による水資源への影響(取水制限等)が大きいことから、多摩川を東京都の自己水源として、多摩川上流の整備と浄化を更に促進すると共に、水道水供給の確保も含め玉川浄水場を再開する。
- (3)お台場海浜公園のビーチを海水浴場にするため、水質改善対策を講じる。

4 リサイクル可能機材の最大活用に向けて

(1)レアメタル・レアアースなどが利用されている機器の活用 (都市鉱山)について、どのような機器に存在するのか等 を広く周知し、有効活用できる仕組みを構築する。

[環境・エネルギー政策]

PM2.5 の年平均濃度の推移

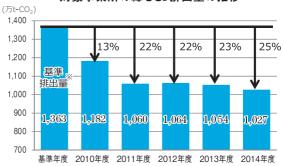


エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の推移



(東京都環境局調べ)

対象事業所の総CO₂排出量の推移

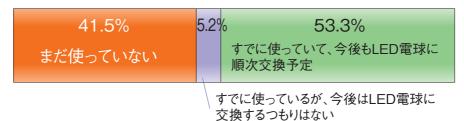


※ 基準排出量とは、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3 か年度排出量の平均値

2016年8月時点での集計値。第1計画期間の電気の排出係数は2005~2007年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値0.382t- ${\rm CO}_2/{
m TkW}$ (計画期間中は固定)

(東京都環境局調べ)

家庭のLED電球の利用状況・未使用理由



かいはない

(出典)クール・ネット東京資料

6

消費生活政策



1

消費者被害の防止・救済に向けた環境整備・施策を推進すること

- (1)各種特殊詐欺(振り込め詐欺など)について、詐欺被害の未 然防止・拡大防止・救済に向けた環境整備を推進すること。
 - ① 「特殊詐欺根絶アクションプランプログラム・東京」を 地域や企業など様々な団体と協力して幅広く展開する とともに、プログラム内容の充実をはかること。
 - ②消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行う。
 - ③新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の保護をはかる。
 - ④区市町村や民間事業者などとの連携により、高齢者や 障がい者等の見守り支援ネットワークを構築すること。
 - ⑤被害者へのメンタルケア体制の拡充をはかること。

2 持続可能な消費行動を推進すること

- (1) 「持続可能な消費行動」(世界中の人たちや未来の世代の人たちが豊かな環境のもとで、安心して暮らせる社会の実現に向けて、現在の消費者が商品やサービスの購入・消費・廃棄などを考え、行動する)を推進すること。
 - (1)宅配便の再配達の削減に向けた取り組みを推進する。

- ア) 再配達発生による社会的損失(労働力不足、環境への影響)を明らかにし、都民への理解を促進する。
- イ)消費者意識のアンケートを実施し、受取方法等、再 配達防止の有効な具体策を講じる。
- ②日本国内における年間の食品廃棄量は、食料消費全体の3割にあたる約1713万トン。このうち、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」は1人当たりに換算すると、年間約641万トンにも上っている。食料資源の循環の観点から、食品ロス・廃棄の削減を推進すること。
 - ア)消費者の食品ロスに対する意識が高まるよう、国と連携して食品ロス削減国民運動を推進する。
 - イ)廃棄食品の処理と廃棄方法が、リサイクルの阻害と ならないように監視を強化する。

含 食品の安全確保と安定供給をはかること

(1) 高齢化や人口減少などの影響により食料品の入手が困難となっている地域での移動販売や宅配サービスの展開など、事業者などとの連携をはかりつつ、高齢・障がい者の食料品アクセス問題の解決に向けた対応策を検討・実施する。

[消費生活政策]

特殊詐欺の認知状況・被害額



※特殊詐欺とは、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の4類型)とそれ以外の振り 込め類似詐欺をいう。

出所 警視庁 [平成28年度の特殊詐欺の状況について] (2017年2月)

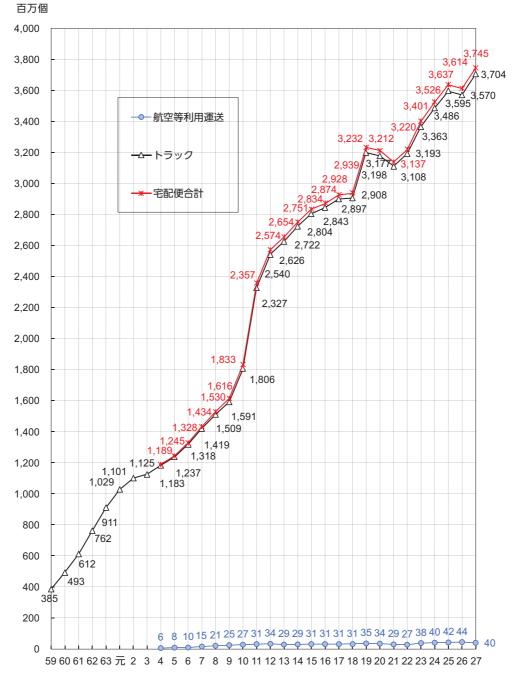
食品廃棄物等の発生量

(単位:千トン)

業種	平成27年度	(参考)平成26年度	対前年増減率
食品産業計	20,096	19,532	+2.9%
食 品 製 造 業	16,533	16,055	+3.0%
食品卸売業	294	270	+8.6%
食品小売業	1,275	1,269	+0.4%
外 食 産 業	1,995	1,938	+3.0%

出所 農林水産省「平成27年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再利用等実施例(推計値)」(2016年)

宅配便取扱個数の推移



7

行財政政策



1 地域コミュニティの活性化・高齢社会・人 口減少社会への対応

- (1)地域包括ケアシステムを中心として、医療・介護・福祉 サービスなどが日常生活圏で受けられ、住み慣れた地域 で安心して暮らすことができるようにする。また、地域包 括ケアシステムの課題、介護施設などの待機者などの実 態を確認する。
- (2) 高齢化、人口減少が進行し、自治体の財政状況の悪化が 懸念される。効率的な都市運営としてAI(ディープラーニ ング)の研究・導入をはかること。また、ベーシックインカ ム(最低限所得補償)の導入効果(貧困、少子化、地方活 性化、行政コスト削減)などの研究を行うこと。

2 より身近で質の高い公共サービスの提供

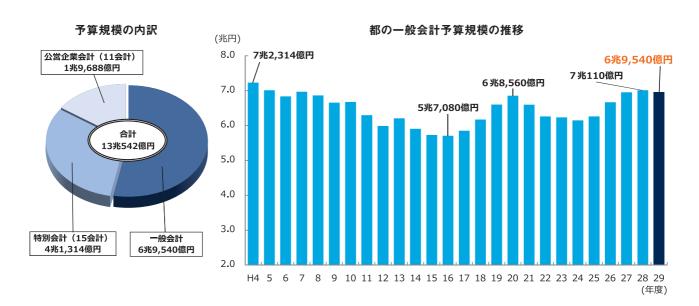
- (1)公契約条例を制定する。また、工事や業務委託の入札・契約に関わる条例や要綱などに、労働基本法などの労働法制や社会保障関連法規に違反した企業を、発注対象から除外する項目を設けるとともに、発注者の責任も明確にする。ついては、東京都において公契約条例を検討する担当部署、検討会等を設置し公契約に関わる労使団体など関係者の意見徴収を行うこと。
- (2) 都議会の活性化に加えて、行政事務手続きの簡素化、行 政情報へのアクセス向上等に取り組むとともに、地方行

政の政策決定過程や行政評価への住民参加を促進させる。情報公開条例、行政手続条例、個人情報保護条例、行政評価条例の制定を促進するとともに、外部監査制度の導入やチェック機能等の役割を果たすNPOの活用を進める。

3 地方行政の在り方供

- (1)2016年参議院選挙の投票率は、54.70%であった。18 歳は51.17%、19歳は39.66%で、18歳と19歳を合わせた投票率は45.45%だった。高校などで主権者教育を受ける機会の多い18歳と大学生や社会人が多い19歳で、差がある傾向が明らかになった。最も問題なのは、20歳代の投票率は1992年以降、20~30%台にとどまっている事である。多くの若者が投票行為を行う環境を整えること、乗り換えの多い駅ナカや大型商業施設内に設置するなど投票環境を整えること。また、本人認証の仕組みやルールを整備し、パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどでのネット投票が出来るようにすること。
- (2) 「ふるさと納税制度」について、本来寄付金は経済的利益 の無償の供与であることに鑑み、高所得者優遇につなが る過度な返礼品を規制するなど制度・運用両面において 実効性のある改善をはかる。また、東京都も含め大幅な 税収減となっている区市町村もあることから、早期に抜 本的な対応を行うこと。

[行財政政策]





福祉。社会保障政策



子ども・子育て支援を充実すること

- (1)保育従事者の処遇を改善すること。そのために以下の施策を講じること。
 - ア)保育士有資格者を確保するために実施している保育 士試験受験者向け講習会の受講料や受験料支援、養 成校卒業による資格取得を目指す場合の入学料や 受講料の支援などの対象範囲や金額を拡大する。
- (2)待機児童解消に向け、以下の内容について改善を行うこと。
 - ①保育施設開設にあたり、地域住民の反対で開設できない事例も出ていることから、国が2016年3月28日に発表した「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」にもとづき、民有地マッチング事業を拡充し、保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するため、区市町村又は保育所等にコーディネーターを配置できるよう、養成研修やコーディネーター配置を支援する。
 - ②医療的ケア児を含む障がい児が等しく入所できるよう、 厚生労働省の医療的ケア児保育支援モデル事業に東京 都独自で上乗せし、区市町村が安静室・調理施設等の施 設整備や看護師・担当保育士を確保できるよう支援する。
- (3) 放課後児童クラブの実施主体である区市町村と連携し、小 学校区に最低1つを整備するよう支援すること。そのために 以下の施策を講じること。
- (4)児童虐待防止に向け、権利擁護機関である都(児童相談所) と身近な相談及び支援機関である区市町村(子ども家庭支 援センター)との役割分担と連携を強化すること。そのため に以下の施策を講じること。
 - ①児童相談所の職員定数の拡大と人材の確保・育成をは かるとともに、設備の改修を行う。
 - ア)児童福祉法の改正に伴い児童相談所を任意設置できることになった23区と連携し、人材の確保・育成を強化するとともに、中核市及び23区の児童相談所設置に向けた財政支援を行う。
- (4)「子どもの貧困対策法」にもとづき、着実に対策を進めるために数値目標を入れた対策計画を策定し、貧困率の改善をはかること。
 - ①子どもの学習支援事業や孤食対策いわゆる子ども食 堂など、地域福祉推進区市町村包括補助事業を活用し て、区市町村への支援を行う。

2 良質の医療サービス提供に向けた医療 体制を構築すること

- (1)東京都第5次保健医療計画(2013年度~2018年度)の実施については、以下の内容を考慮すること。
 - ①都は、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京の実現に向け取り組むとしている。団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、医療機関・自治体等と連携を取り、各種施策の確実な前進に向け取り組むよう求める。
- (2)国民健康保険の都道府県化にあたり、国保財政へ一般会計からの繰り入れができなくなり、国保料(税)金と財政安定化基金からの借り入れ等で財政を賄うことから、国保料(税)金の値上げ等が想定される。国民健康保険の都道府県化により、被保険者の負担増やサービスの低下をきたさないよう十分な対応を求めること。

高齢者や障がい者が安心して暮らし続けられる地域福祉を確立すること

- (1)医療・介護・福祉サービスなどが日常生活圏で受けられ、 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地 域包括ケアシステムを推進すること。
 - ①介護予防・日常生活支援の観点から高齢者が自立して 社会生活を営むことができるよう、コミュニティーの場 の拡充及び利用の促進をはかる。
 - ②在宅医療・介護連携推進事業の各市町村における実施 状況を確認するとともに、未実施の場合は、速やかに 必要な対応を講じる。
- (2)障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、 平成29年度までの第4期「障害福祉計画」について、実績 把握と達成状況の分析・評価、その結果の公表を着実に 実行すること。また、次期障害者福祉計画については、分 析・評価に基づく変更や事業の見直し等、実態に基づく 計画を策定すること。
- (3)障害者差別解消法の体制・整備を進めること。
 - ①平成28 年4月に施行された「障害者差別解消法」については、不当な差別的取り扱いや合理的配慮等、差別のもつ意味合いが十分に理解されにくいという課題がある。引き続き、内容周知をはかり、各企業・団体における配慮義務内容など、豊富な事例での紹介で、法制定の趣旨に沿った様々な対応努力が行われるよう

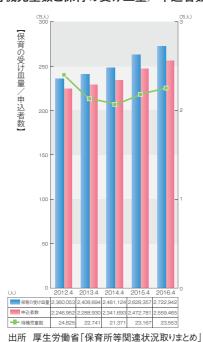
取り組む。あわせて、東京都、東京労働局の対応を積 極的に公表・アピールする。

- 誰もが社会参加できる、福祉のまちづく りを推進すること
- (1)生活困窮者自立支援制度の実施に向けて、被保護者が積極 的に就労することで自立的な生活への移行を促進するた め、地域包括ケアシステムと連動した対応を強化すること。
 - ①貧困ビジネスによる保護費のピンハネや生活困窮者 の自立を阻む実態を把握するとともに十分な規制を行

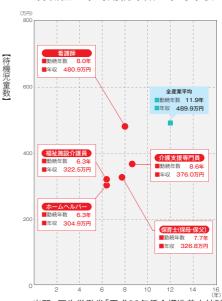
- うことにより、貧困ビジネスによらずとも各種制度を利 用しやすい環境を整備する。
- (2)生活保護を受けずに自立的な生活に早期に移行できるよ う、第2のセーフティネットを強化していくこと。
 - ①社会福祉法に定められた配置標準数(80世帯に1名) に基づき福祉事務所のケースワーカーを配置すること を基本に、実施体制の整備をはかるよう各自治体を支 援する。また、法定外業務が増加しており、業務量に見 合った専門面接官等の人員配置を行う。

[福祉・社会保障政策]

待機児童数と保育の受け皿量/申込者数



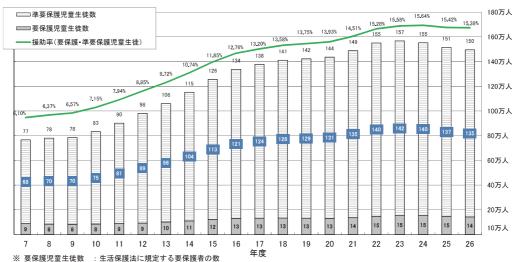
各職種の平均勤続年数と平均年収



出所 厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査結果」より連合作成 ※企業規模計10人以上

※計算方法 きまって支給する現金給与額×12ヶ月+年間賞与その他 特別給与額

小学生・中学生に対する就学援助の状況



- ※ 準要保護児童生徒数:要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- (文部科学省調べ) (注)1.学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、 必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規程する要保護者とそれに準ずる程度に困窮し ていると市町村教育委員会が認めた者(準用保護者)に対し、就学援助が行われる。
 - 2.ここでいう就学援助率とは、公立小学校児童生徒の総数に占める就学援助受給者(要保護児童生徒数と準要保護児童生徒 数の合計)の割合。
- 出所 文部科学省「『平成26年度就学援助実施状況等調査』等結果」(平成29年3月)

9

教育政策



1 すべての子どもの教育機会を保障し、貧困の連鎖を防止すること

- (1)社会全体で子どもたちの学びを支え、すべての子どもの教育機会を保障するため、教育にかかる費用は原則として無償とすること。
 - ①就学前教育の完全無償化を推進する。
 - ②義務教育での学校給食の完全実施と無償化を推進する。また、学習指導上必要な教材を無償支給とする。
 - ③高等学校に通うすべての生徒の授業料を無償化する。また、所得制限のある高等学校等就学支援金、生活保護 受給世帯および非課税世帯のみを対象としている高校 生等奨学給付金制度を拡充するよう国に働きかける。
 - ④私立高校においても、2017年度より授業料のほぼ全額が補助されることになったが、所得制限の760万円以上の世帯に対する補助の拡充により、義務教育化している高等学校の経済的負担のさらなる軽減をはかる。また、授業料以外の支出に対する補助を創設する。
 - ⑤大学・専門学校などの高等教育における奨学金制度を 充実するよう国に働きかける。また、奨学金制度の周 知・広報を徹底する。
 - ア) 奨学金に頼らずに高等教育を受けられるよう、公的 負担を増額し学費を低額化する。
 - イ)返還困難者の救済措置をはかる。
 - ウ)無利子奨学金を拡充する。
 - 工)給付型奨学金制度の対象を拡大する。
- (2) 障がいのある子どもや、異なる文化・言語を背景とした子 どもなどが、普通学級に在籍でき、ニーズにあった教育を 受けられる「インクルーシブ教育」を推進すること。

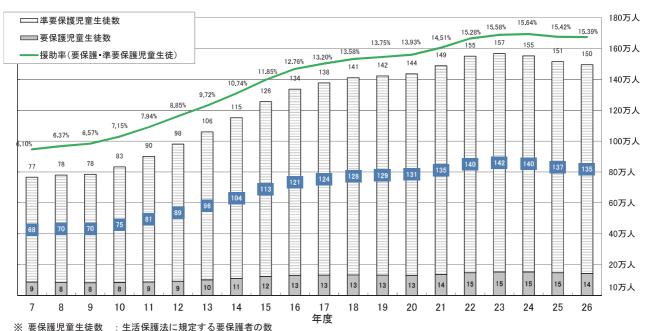
2 豊かな子どもを育む教育を推進すること

- (1)働くことの意義・知識を学ぶ労働教育を拡充すること。
 - ①労働組合、企業、NPOなど、各種団体と連携し、子どもの 成長段階に応じて、労働の尊厳や労働組合の意義を深く理 解し行動するための教育を行い、勤労観・職業観を養う。
 - ②働く上で必要なワークルールや安全衛生、使用者の責任、雇用問題などに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進する。
 - (2)実習重視のものづくり教育を通して、各教育段階で 社会認識や自然認識、技術認識を深めるカリキュラム づくりを推進すること。

- 3 教育行政の地方分権化と、主体的で開かれた学校づくりを進めること
- 4 学校現場の多忙化を解消し、明るい教育 環境づくりを推進すること
- (1)教員が子どもと向き合う時間を確保し、一人ひとりにきめ細かな教育を行うため、学校現場の多忙化の解消を進めること。
 - ①教職員定数の拡充や学級規模の縮小などの教育環境 を整備する。
 - ②夏季休業中等に、各学校の判断により学校閉庁日を設定できるよう支援し、教職員の休暇取得促進をはかる。
 - ③中学校の部活動について、学校間格差の解消と教員の 負担軽減のため、社会教育への移行を視野に置いた調 査・研究を行う。また、1997年に当時の文部省が示し た「中学校は週2日以上」という目安を参考に休養日を 設定する。
- (2)いじめの早期発見・早期対応に取り組み、学校からいじめを一掃すること。
 - ①スクールカウンセラーの週2回配置を促し、スクール ソーシャルワーカー配置支援費を増やすなど、学校が いじめなどの問題に対応しやすくなるよう支援する。
- 家庭教育および地域の子育で・子育ちシ ステムを支援すること
- 大規模災害発生に備えた教育体制を整 えること
- (1)実践を通して、自然災害への認識を持つとともに、自分自身を守り(自助)、互いに助け合って(共助)いける力を育み、意思ある判断や行動力が身につく防災・減災教育を進めること。
- (2) 震度7級の地震が連続して発生することを想定した学校 施設の耐震策をはかること。私立学校についても、同様 の対策がとれるよう指導・支援すること。

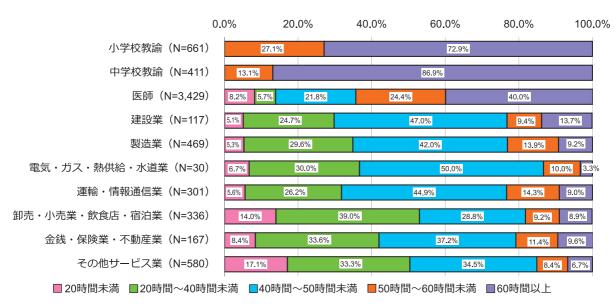
[教育政策]

小学生・中学生に対する就学援助の状況



- ※ 準要保護児童生徒数:要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- (注)1.学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規程する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者(準用保護者)に対し、就学援助が行われる。
- 2.ここでいう就学援助率とは、公立小学校児童生徒の総数に占める就学援助受給者(要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計)の割合。 出所 文部科学省「『平成26年度就学援助実施状況等調査』等結果」(平成29年3月)

小中学校教諭・医師・民間雇用労働者の週あたり労働時間の比較



出所 連合総研「日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する研究委員会報告書」(2016年12月) 医師は労働政策研究・研修機構調べ

10

オリンピック・パラリンピック政策



雇用労働政策

- (1)オリンピック精神を体現化する東京オリンピック・パラリンピックとするため、準備、運営段階の調達プロセスにおいて、法令遵守は勿論、環境問題、人権・労働問題、公正な取り引き等の問題に配慮する東京オリンピック・パラリンピック競技大会「*1持続可能性に配慮した調達コード・基本原則」を適正に運用するための細目基準を作成すること。また、その遵守を目的とした調査をすること。その際は、労働組合団体の意見反映を充分に行うこと。
- (2)開会式、閉会式はじめ競技大会開催中における都内就労調整(在宅勤務、時差出勤推奨など)の検討内容など早期に労使団体と協議し、体制を整えること。
- (3) 「ボランティア休暇」の取得要件について、オリンピック・パラリンピックにおける協議委員会や東京都など自治体要請のある各種ボランティアについて、その適用をはかることを普及するための取り組みを行うこと。

2 男女平等政策

(1)東京オリンピック・パラリンピックに関する公共調達について、男女共同参画およびワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組んでいる企業を優先するよう、評価項目に盛り込むこと。

3 まちづくり

- (1)外国人旅行者や国内旅行者の急増に対応した、貸し切り バス等の一時的乗降場所の設置や整備を行うとともに、 マップ等を作成しPRにつとめること。
- (2)東京オリンピック、パラリンピック時には、旅行者等が増加し交通混雑や移動の混乱が生じないよう、公共交通(電車・バス等)の輸送力増強について、事業者に要請すること。
- (3)民泊については、国家戦略特区に限り旅館業法の適用を除外し、自治体の条例に基づき認定している。大田区では特区として民泊を行っているが今後、更に外国人旅行者が東京を訪れ、宿泊施設は飽和状態になることが想定される中、民泊サービスの手本となるように、課題をしっかり把握し、外国人観光客とトラブルが起きないよう対策をとること。

3 環境・エネルギー政策

(1)東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、競技施設建設や道路整備に伴い、支障となるライフライン(上下水道、電気、ガス等)の移設工事や入替え工事等の発生が多くなることが予想される。工期内の竣工は必須でることから、安全・品質の担保は事業者の責任としつつ、許可申請等の事務的な処理を簡素化・迅速化に加え、工事現場の大小に関わらず、早めの情報提供や工程調整をすること。

4 行財政

(1)公共建築物木材利用促進法に基づく都としてのオリンピック施設および公共施設への木材利用促進及び支援を強めるとともに、具体化をはかること。

木材利用促進法では、条項で木造住宅の普及を促進するための情報提供や支援策の検討を求めている。低炭素社会の実現、CO2削減のため、東京都が計画する公共建築物に加えて、オフィスビル、マンションなどについても木質化を進める策を検討すること。また、オリンピック施設に多摩産材等による木造化木質化を明確に位置付けて、日本の伝統的木造文化を内外に知らせるとともに、林業の活性化と木造技術者の育成強化をはかること。

4 社会保障

(1)パラリンピックに向け、障がい者のスポーツ振興と障がい 者選手の強化を行うとともに、障がい者がリハビリスポー ツや楽しむスポーツ、競技としてのスポーツを生活の中に 取り入れられるよう、支援を拡充すること。

6 教育

- (1) オリンピック・パラリンピック教育の推進
 - ①子どものスポーツへの興味・関心を高め、健康の増進や 心身の向上をはかるため、オリンピアン・パラリンピア ンの学校派遣の更なる拡充をはかる。
 - ②平和の祭典であるオリンピックの精神を学ぶとともに、 文化や国籍などの様々な差異を超え理解し合う機会を 増やす。

[オリンピック・パラリンピック政策]

オリンピック・パラリンピック準備局 年度別予算・決算について

(単位:百万円)

区			分	平成29年度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	平成27年度 予 算 額	平成26年度 予 算 額
スカ	ポ ー ッ	/ 振	興 費	64,668	84,375	41,190	21,465
管	:	理	費	7,291	5,840	3,796	2,389
オリンピック・パラリンピック準備費			33,903	16,639	22,742	7,744	
スカ	к — [,]	ツ推	進	23,474	61,897	14,653	11,333

事業費の概要

オリンピック・パラリンピック準備費

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備を推進します

(単位:百万円)

	事項	概 要	29年度 予算額	28年度 予算額	27年度 予算額	26年度 予算額
1	開催都市PR	平昌2018大会や東京2020オリンピック・パラリンピックフラックアーなどを通じて、開催都市である東京の魅力を発信します	ブツ 1,317	4,078	75	_
2	大会開催に向けた普及啓発	大会3年前イベントや1000日前イベントなどを通じて、都民一, とりの参加意識を高めます	人ひ 382	595	101	-
3	大会成功に向けた区市町村支援	区市町村が行うオリンピック・パラリンピックに関する施策を支 るため、スポーツ復興や地域活性化事業に対して補助を行います	5/6	526	145	-
4	大会開催と通じた被災地復興支援	東日本大震災の被災地の姿を収めた映像の作成や被災地を横しるリレーの実施を通じ、復興の様子をPRします	断す 276	273	245	179
5	多言語対応の推進	多言語対応協議会やフォーラムの開催、HPへの事例掲載などを追表示・標識の多言語対応の推進や先端技術の活用・拡充を促しまっ	1 51	67	26	_
6	大会後のレガシーを見据えた都の取組 を発信	大会後のレガシーを見据えた都の取組について、都民へわかりや 発信します	すく 27	35	23	_
7	ボランティアの気運醸成・育成支援	ボランティアの募集に向け、シンポジウムやHPを活用し広く情報。 を行うともに、運用計画の策定を通じ、大会に向け体制を整備しま	766	96	12	-
8	オリンピック・パラリンピック開催計画	大会期間中に開催都市として確実な運営を行うため、都市運営 キュリティ、医療などの様々な分野における計画を策定を行います	. – Г ДЛХ	1,97	575	472
9	オリンピック・パラリンピック施設整備	有明アリーナ、海の森水上競技上、オリンピックアクアティクスセーをはじめとした都立恒久施設の整備を行います	ンタ 29,598	7,833	20,992	1,157
10	東京オリンピック・パラリンピック競技 大会組織委員会出損金	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員への出損金	_	_	_	5,700
11	管理事務費	上記事業に係る事務費	1,032	2,039	548	236
		33,903	16,639	22,742	7,744	

注)計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合があります。

注1)平成28年度以前の係数については、平成29年度の予算区分に基づき分類しています。 注2)計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合があります。

2016年度 連合東京 政策·制度 要請行動

東京都



各局へ再要請(11月16日)



知事ヒアリング(12月16日)



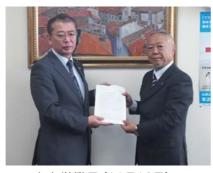


公労使会議(2017年5月25日)





国(厚生労働省)

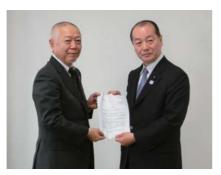


東京労働局(11月10日)



都議会民進党(11月9日)





都議会自民党(12月20日)



東京生活者ネット(11月9日)

経営者団体



東京経営者協会(11月22日)



東京商工会議所(11月17日)



東京中小企業中央会(12月5日)





東京中小企業家同友会(12月13日)



2016年12月16日

東京都知事 小池 百合子樣

日本労働組合総連合会 東京都是各 会長 軸

要望書

連合は、雇用の安定・質の向上と社会的セーフティネット機能の強化を通じ、すべての 働く者・生活者の希望と安心を取り戻し「働くことを軸とする安心社会」を実現するため 「クラシノソコアゲ応援団!」として取り組んでおります。

本日は、働く者の立場からの意見・提言として、要望を取りまとめて参りました。 「新しい東京」の実現に向け、ご反映頂きますようお願い申し上げます。

1. 働き方改革について

働く者にとっての「時間」には、職場における仕事時間だけでなく、職場以外の時 間「社会生活の時間」があります。長時間労働が当たり前という企業風土をなくすこ と、そして、超少子高齢化、人口減少社会の中にあって、働く者が「社会生活の時間」 を確保し、育児・介護・家事に充てることはもとより、地域社会における役割も求め られています。こうしたワーク・ライフ・バランスの啓発促進を都と労使が協力して 運営する仕組みをご検討下さい。また、家庭(子育て、介護など)・地域生活と仕事(長 時間労働抑制、休暇取得促進)の両立支援に向け、企業に対して一層の働きかけと社 会的な機運を盛り上げる取り組みをお願い申し上げます。

2. 非正規雇用対策の拡充について

昨年から実施されています「東京都正規雇用転換促進助成金」の取り組みは、初年 度として目標の 5,000 人を超え 5,186 人の実績をあげました。しかしながら、非正 規雇用労働者は、雇用労働者の全体の約4割(2,043万人)を超えました。質・量の 両面で正規雇用労働者と同等の仕事を遂行しているにもかかわらず、賃金や処遇に格 差が存在しています。引き続き予算を拡大し、非正規雇用労働者の正規雇用化とその 後の定着が進む取り組みをお願い申し上げます。また、非正規雇用労働者の正社員転 換に資する技能取得、スキルアップを目指す教育訓練の充実もお願い申し上げます。

3. 女性の活躍推進のための環境整備について

東京の女性の有業率は全国に比べ高いものの、女性の労働力率をみると、M字カー ブの谷が全国より深くなっています。東京の女性が結婚・出産・子育てによって仕事 を一時的に中断する率が高く、働き続けることが困難であることを示しています。そ の要因として、東京は全国に比べて長時間労働であり、正規労働者では女性の 1 割、 男性の2割が週60時間以上働いている、加えて男女ともに帰宅時間が遅く、通勤時 間も長く男性が家事・育児に参加したくてもできない実態が浮き彫りとなっています。 妊娠・出産・育児や家族の介護が必要な時に離職することなく働き続けるための環境 整備、そして、都として計画されております「女性活躍推進計画」の早期の実効をお

4. 保育を支える人材の処遇改善について

東京都の子供・子育て支援総合計画(平成27年3月)は、「安心して産み育てられ、 子供たちが健やかに成長できるまちの実現」を目指しています。連合東京は、待機児 **童解消とともに保育の質の確保、即ち面積や施設・設備の充実とともに、何よりも保** 育を支える人材の育成と確保・処遇改善が重要と考えております。保育の質の向上は、 体制やシステムの充実と共に、最終的には人に宿り蓄積されていくものだと考えます。 子どもと共に自らも成長していくことが必要な仕事です。しかし、多くの保育の現場 において、非正規雇用の進行などにより労働条件が悪化し、定着率の低下や人手の確 保が困難となる状況が生まれています。引き続き処遇改善の取り組みをお願い申し上

5. 介護従事者への支援、処遇の改善について

・ 介護従事者への文儀、知過の必管について 介護従事者の処遇は、社会的な平均責金より懸く(年収300万円)業務量に見合ってないのが実態です。また、将来不安をなくすためのキャリアアップの導入など処 週改善の取り組みをお願い申し上げます。加えて、職場の人間関係に悩み離職する介 護従事者は少なくなく、そこにハラスメントが絡むケースも報告されています。 近年問題となっているサービス利用者への虐待など、介護従事者のストレスが原因の つといわれており、その要因ともなるハラスメントの撲滅は蹼緊の課題といえます。 心身両面のケアを含めハラスメント対策をお願い申し上げます。

6. 2020 東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて 連合東京は、2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた協力体制を運 動方針として掲げ、そのスタートとしてパラスポーツを支えるボランティア活動の学 習会を開催しました。オリンピックはもとよりパラリンピックを成功させることが都 市や国の信用・価値を高めることと考えます。大成功と言われたロンドン大会でもバ ラリンピックは、チケットが完売したものの観客数は、3割程度であったそうです。 つきましては、陣がい者スポーツの会場を埋め尽くし、観戦を通じて勇気を与えるよ うな取り組みが重要です。誰もが尊重し支えあう共生社会の実現に向けた取り組みを お願い申し上げます。

7. 施策の実効性を高める公労使の会議の設置について

これまで述べてきました施策の実効性を高めるには、労使が一体となって取り組む 事が重要です。つきましては、総合的な雇用就労対策について、公労使(東京都、経 営者団体、労働組合)のトップが一堂に会して話し合う場の設置をお願いします。 また、個別重要課題においては、必要に応じて担当者会議を開催し実効性を高めて 頂くことをお願い申し上げます。

2017年4月3日

平成 29 (2017) 年度東京都予算成立に対する事務局長談話

東京都連合会(連合東京) 事務局長 杉浦 賢次

3月30日(木)、第一回東京都議会定例会の本会議において、平成29(2017)年 度東京都一般会計予算が可決・成立した。

- 般会計の予算規模は、前年度に比べて 570 億円 (0, 8%) 被の 6 兆 9, 540 億円 で5年ぶりの減少となっている。歳入・歳出の状況を見ると、歳入のうち都税収 入は、前年度に比べて 2.3%減の 5 兆 911 億円で、6 年ぶりの減少であり、一般 歳出は、前年度に比べて 0.6%減の 5 兆 642 億円で、5 年ぶりに減少している。

都税収入が減る中、歳出面では、全ての事業の総点検を実施し、事業の必要性 や経費の内容などを厳しく検証しながら、無駄の排除を徹底する一方で、過去最 高となる 382 件の新規事業を立ち上げるなど、メリハリのある予算配分を行っ たと評価する。

東京都は、2017年度予算の編成方針を「『新しい東京』の実現に向けた改革を 強力に推し進め、明るい未来への確かな道筋を紡ぐ予算」としている。

連合東京は、予算編成にあたり、東京都が行った知事ヒアリングに出席し、働 く者の立場から政策課題について要望した。連合東京が求めた、雇用対策・就業 支援には、保育を支える人材の処遇改善に 244 億円(前年比 137 億円増)の予算 が充てられ、保育士がプライドをもって働けるものとなっている。また、非正規 雇用対策には42.8億円(前年比7.5億円増)が充てられ、正規雇用転換等の助成 対象人数が 6,500 人から 8,000 人へと拡大されるなど、私たちが求めた施策に 積極的に取り組む姿勢が確認出来た。

連合東京は、新たに設置される公労使(東京都、経営者団体、労働組合)による 「『新しい東京』実現会議』などさまざまな場で、今後もすべての働く者の立場 で政策提言を行うとともに、その実効性を求めていく。そして、東京都が掲げる 「新しい東京」の実現が、都民はもとより都内で働く者にとっても「明るい未来」 となるよう全力で取り組んでいく。

保育士さんの処遇改善と 正社員になるための 予算が増えたよ





日本労働組合総連合会東京都連合会(連合東京)

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-2-22 田町交通ビル 2F TEL.03-5444-0510 FAX.03-5444-0303 http://www.rengo-tokyo.gr.jp

※お問い合わせは政策局まで